

(給油取扱所用)

## 1 点検実施体制

点検実施にあたり、所長は給油所の所員の中からあらかじめ、正、副の点検実施者を定め、点検が適正に実施される体制を整えなければならない。

所長 \_\_\_\_\_ 点検実施者(正)(氏名: \_\_\_\_\_ )  
(氏名: \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 点検実施者(副)(氏名: \_\_\_\_\_ )

## 2 在庫管理の対象設備

当給油所における点検管理の対象設備を下記に記載する。

### ●地下タンク

| タンク No. | 油種名 | 容 量 | 構 造       |
|---------|-----|-----|-----------|
|         |     | KL  | 一重殻 ・ 二重殻 |
|         |     | KL  | 一重殻 ・ 二重殻 |
|         |     | KL  | 一重殻 ・ 二重殻 |
|         |     | KL  | 一重殻 ・ 二重殻 |
|         |     | KL  | 一重殻 ・ 二重殻 |
|         |     | KL  | 一重殻 ・ 二重殻 |

### ●漏えい検査管

No.1 ~ No.( ) 合計本数:( ) 本

## 3 点検実施体制へ関与する者への教育体制

所長は 点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

| 対象者   | 実施時期                    | 内 容                                                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 点検実施者 | 1 回/年<br>対象者が交代した場合は、随時 | (1) 点検義務等に関する基本的事項<br>→ 点検実施計画書の意義・目的の理解<br>→ 点検管理に関する消防法の理解<br>→ 点検管理の対象となる設備の理解<br>(2) 在庫管理の点検方法及び記入方法<br>(3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法<br>(4) 異常時の対応<br>→ 異常の判断基準の理解<br>→ 異常時対応手順の理解 |

## 4 点検方法

(1) 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵又は取扱数量の 1/100 以上の精度で在庫管理を行うことにより、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認する。

## (2) 漏えい検査管点検方法

- ・ 専用工具又はプライヤー等を使い、蓋を開ける。
- ・ 漏えい検査管内に 3 ～ 5 m 程度の金属製巻尺又は棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭い又は目視で確認する。

## (3) 在庫管理の方法

在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具を用いて行うこと。

### ● 遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線又は無線で遠隔通信されている。屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデータは、必要に応じプリントアウト（印刷）して確認することができる。

### ● タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。

計測に当たっては、液面計が設置されている上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

### ● 検尺棒

- ・ 検尺棒は、タンク容量に対して 1/100 以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

（例：10KL タンクの場合は、最小目盛り 100L で刻まれたものを使用する。）

- ・ タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。（なお、検尺棒の液面付近に、油に反応（変色）する薬剤を塗布して計測すると、より読み取りやすく、正確に計測できる。）

- ・ ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、在庫量の計測は行わない。

- ・ 在庫量の読みとりは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を 10 等分して読み取るようにする。（例：10KL タンクで、5100L と 5200L の間に、付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば、5150L と読み取る。）

在庫管理は、「SS 施設安全点検記録帳」（石油連盟発行）の記入例に従い、同記録帳の「地下タンク在庫と漏えい検査管点検」表に記入すること。

## 5 異常の判断

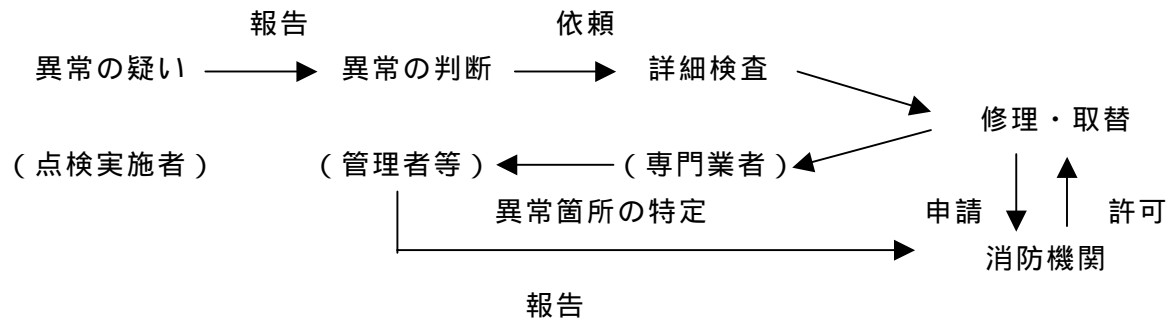
### (1) 在庫管理時の異常

- ・ 週 1 回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。（異常の判断については、「SS 施設安全点検記録帳」12 ページの「記入例と解説」中の事例を参考に事前に在庫の累計増減率の異常を判断する基準を決めておいてください。）

(2) 漏えい検査管点検時の異常

- ・ 挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。
- ・ 漏えい検査管から著しい油臭がするか、又は挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6 異常時の対応



点検実施者は上記 5.に記されている異常が疑われた場合は、速やかに所長へ報告する。所長は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防機関に報告するとともに、専用業者に詳細検査を依頼する。

専用業者は異常箇所の特定を行い、所長へ報告する。

所長は消防機関と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請、許可を受け、復旧工事を実施する。